

【広島県農業技術課】

環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組の
支援対象作物について

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動のうち、有機農業の取組について、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号）第 4 の 1（5）イにより、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定を行ったので、判定結果を公表する。

作物名	通常の営農管理における 使用状況		支援対象の 判定	判定 根拠
	化学肥料	化学合成農薬		
芽キャベツ	使用	使用	可	他県の慣行レベル
ふぎ	使用	使用	可	他県の慣行レベル
そらまめ	使用	使用	可	他県の慣行レベル
にがうり	使用	使用	可	他県の慣行レベル
まくわうり	使用	使用	可	他県の慣行レベル
なばな	使用	使用	可	他県の慣行レベル
ズッキーニ	使用	使用	可	他県の慣行レベル
エンサイ	使用	使用	可	他県の慣行レベル
すだち	使用	使用	可	他県の慣行レベル
きくいも	使用	使用	可	他県の慣行レベル

小豆	使用	使用	可	他県の慣行レベル
----	----	----	---	----------